

社会福祉法人熊谷市社会福祉協議会ふれあいいいきいきサロン助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者や障害者または子育て中の親子が、地域の人同士の親睦を深め、仲間づくりをする場として「ふれあいいいきいきサロン」を開催する地域住民グループ等に助成し、地域福祉の推進に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この助成事業の実施主体は、社会福祉法人熊谷市社会福祉協議会とし、共同募金配分金を原資として予算の範囲内で事業費の一部を助成する。

(助成要件)

第3条 この要綱内において助成対象とするふれあいいいきいきサロンは、次に掲げるすべての活動要件を満たしたものとする。

(1) 企画運営

地区社協・地域の小学校区連絡会・自治会役員、民生委員児童委員、長寿クラブ役員、ボランティア等がお互いに連携を図り、企画運営をして地域に根差した活動とする。

(2) 開催頻度

年2回以上の開催とする。

(3) 参加者数

概ね10名以上とし、地域の規模や会場のスペースに応じたものとする。

(4) 開催場所

地域の集会所や公民館等、対象者が気軽に集まれる場所とする。

(5) 事業内容

対象者の実情等に応じた多様な活動とするが、公共性を有するものとし、特定の活動に限定されたクラブ活動等は認めない。

(助成金額)

第4条 助成金額は、別表1のとおりとする。

(助成基準)

第5条 助成の基準となる内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業実施するために必要な物品の購入等の経費

(2) 研修、講習会の経費

(3) 会場借上げ料・茶菓子代等・消耗品代等

(助成申請)

第6条 助成金の交付を受けようとするグループの代表者(以下「代表者」という。)は、あらかじめ「ふれあいいいきいきサロン助成事業計画書」(様式第1号)に所定事項を記入し、社会福祉法人熊谷市社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)に申請するものとする。

2 代表者は、事業実施後「ふれあいサロン助成事業実施報告書」(様式第2号)

及び「ふれあいいきいきサロン助成事業助成金交付申請書」（様式第3号）により会長に申請するものとする。

（助成金の決定）

第7条 会長は、前条第2項の報告書等を受理したときは、その内容を審査のうえ助成要件を満たしていると認められるときは、「ふれあいいきいきサロン助成事業助成金交付決定通知書」（様式第4号）により代表者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第8条 前条による決定書を受けた代表者は、「ふれあいいきいきサロン助成事業助成金請求書」（様式第5号）「ふれあいいきいきサロン助成事業助成金領収書」（様式第6号）を会長に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第9条 会長は、請求書を受理したときは、助成金を交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。